

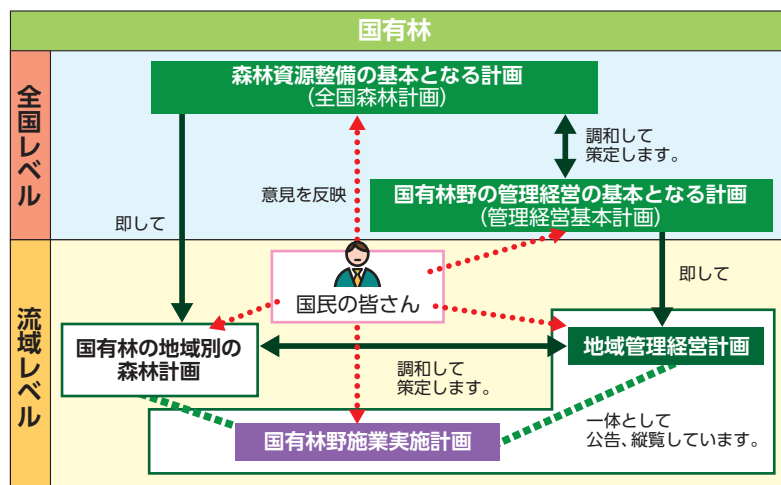
# 適切な管理経営を目指して

## 国有林の計画体系

国有林では、国民の大切な森林を管理するために、「管理経営計画」を立て、これに即した適切な管理経営に努めています。「管理経営計画」などを立てる際には、住民懇談会などを開催し、地域の皆様のご意見の反映にも努めています。

また、地方公共団体などの意見を聴き、民有林とも一体となって計画が立てられるよう協力し合い、森林づくりや木材の供給などの連携にも努めています。

【国有林の計画体系】



【管理経営計画策定に向けた地域住民の皆様の意見把握】



住民懇談会



現地見学会

## 森林の調査

国有林では、日々、森林官などの技術者が現地の森林の調査や巡視を行っています。森林が健全な状態に保たれ期待される機能が十分に発揮されているかどうかを把握し、計画作成のための資料を収集したり、機能の促進や回復に向けて森林の整備や保全のための事業の発注を行います。



森林の調査



森林内の巡視